

会津大学外国人留学生規程

平成18年4月1日規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学則第43条及び会津大学大学院学則第43条に規定する外国人留学生に関して必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般学生
- (2) 科目等履修生
- (3) 研究生
- (4) 特別聴講学生

(入学資格)

第3条 外国人留学生として学部に入學することのできる者は、日本の国籍を有しない者（日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、次表に該当する者とする。

区分	入学資格
一般学生 科目等履修生	外国において、学校教育における12年の課程を修了した者若しくはこれに準ずる者で文部大臣の指定する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
研究生	外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
特別聴講学生	本学との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学又は短期大学に在学する者

2 外国人留学生として大学院に入學することのできる者は、日本の国籍を有しない者（日本において大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、次表に該当する者とする。

区分	入学資格
一般学生 科目等履修生	外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められる者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
研究生	外国において、学校教育における18年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

特別聴講学生	本学との協議に基づき、単位互換が認められた外国の大学院に在学する者
--------	-----------------------------------

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、第2条による区分ごとに定める時期とする。

(入学の志願手続)

第5条 外国人留学生として入学を志願する者は、入学願書に戸籍謄本又は市民籍等出身国の公的機関が発行する証明書その他の書類を添えて、学長に提出するものとする。

2 一般学生、科目等履修生及び研究生として入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

(入学者の選考)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続)

第7条 学長は、前条の選考に合格した者に対して、通知を行うものとする。

2 前項の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、特別聴講学生を除き入学料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可するものとする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目の設置)

第8条 外国人留学生が入学した場合においては、日本語科目又は日本事情に関する科目(以下「日本語科目等」という。)を置くことができる。

2 前項の日本語科目等を履修した外国人留学生のうち、一般学生、科目等履修生及び特別聴講学生については、それぞれ本学における所定の単位を与えることができる。

(授業料等)

第9条 外国人留学生は、在学中、その区分に応じて授業料を納入しなければならない。

(大学推薦による国費外国人留学生)

第10条 大学推薦による国費外国人留学生については、第5条第2項、第7条第2項及び前条の規定にかかわらず、検定料、入学料及び授業料は徴収しないものとする。

(規程等の適用)

第11条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生については、本学の学則及び諸規程のうち学生に関するものを適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。